

小児医療費の助成条例の改正について

一部負担金の廃止など、さらなる制度拡充が必要

●**質問** 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、2月8日の文教委員会では、同制度の拡充について、賛成意見もあったものの、一部負担金については廃止を求める声も多く寄せられた。昨年11月下旬、神奈川県は、小児医療費助成の拡充を公表したが、県の制度拡充による本市への県支出金の増額分についてどのように考えるのか？

また、県が財政面から市町村を下支えするための増額分を、本市は充当させるのか、上乘せとして制度の改善とするのか、考え方は選択出来るがどのように活用すべきと検討したのか？

■**こども未来局長** 県制度の拡充による本市への県支出金増額分は約3億円と試算している。今回の川崎市の制度拡充に伴い、新たに年間約16億円の財源が必要となる。令和5年度予算編成で、保育事業費等の子育て施策事業費の精査による歳出抑制とともに、継続的に本制度を運営していく財源として、県支出金増額分についても小児医療費助成事業費として活用することを検討した。

私たちの主張

今後も強く求めていきます

神奈川県が小児医療費助成制度を拡充し、県内自治体を下支えとする県支出金約3億円については、制度拡充のために活用することですが、本市の計画案作成後に措置が決定されたものであり、**制度拡充のために当てるのではなく、1回500円の一部負担金を廃止した場合にかかると想定される約3億5000万に対する措置とすべきではないか**と考えます。

また、県内自治体の助成状況を見ると、一部負担金の導入があるのは、県内では相模原市、茅ヶ崎市と本市のみとなっています。

12月に行ったパブリックコメントに寄せられた一部負担金の見直しを求める意見も重く受け止め、これらの状況を十分に考慮して、**今後一部負担金の廃止など、さらなる制度拡充について積極的に検討するように、今後も強く求めていきます。**

地球温暖化対策5大プロジェクト

公共施設への再エネ100%電力・太陽光発電設備の導入

●**質問** 「地球温暖化対策推進基本計画」における充填事業の一つとして「2030年度までにすべての市公共施設へ再エネ100%電力を導入するとともに、設置可能な施設の半数に太陽光発電設備を導入」することが示されているが、事業進捗を統括する部署は？

■**環境局長** 太陽光発電設備導入の統括部署としては、「地球温暖化対策推進基本計画」の5大プロジェクトについては「環境行政・温暖化対策推進総合調整会議」で進捗管理を行なっている。

市公共施設への再エネ100%電力及び太陽光発電設備の導入については、事務局である環境局が主体となり、全庁的な事業の進捗管理や導入方法の検討、関係局との協議・調整などを引き続き行なっていく。

プラスチックゴミ一括回収 令和8年度全市実施へ

一括回収の実証実験で、収集量17%増加を確認

危険物混入などもあり対応策、分別収集の適切な広報も必要

●**あまがさ裕治** 川崎市は、高津区の集合住宅と、川崎区内の戸建て住宅が多い地域を対象に、一括回収の実証実験を実施したが、その結果は？

■**環境局長** 実証実験の結果については、プラスチック製品の回収を適正に実施するとともに、収集量はプラスチックゴミ全体で平均約17%増加し、一括回収の効果が確認できた。一方、汚れの付着しているプラスチックゴミを含む異物混入量が増加し、発火原因となるリチウムイオン、蓄電池等の危険物の混入

も複数確認されたため、適切な広報の実施と処理、施設の改修の必要性を認識した。

●**あまがさ裕治** 浮島処理センターの処理ラインの増設や民間事業者との連携による対応が必要と提案してきた。令和5年度予算案では、プラスチック一括回収関連施設整備費として、約3億5千万円が計上され設備改修を実施するとしている。具体的な改修内容は？

■**環境局長** 浮島処理センター資源化処理施設の改修内容については、リチウムイオン蓄電池等を含む禁忌品対策として、高磁力磁選機への更新や火災対策設備の新規設置、硬質プラスチック製品に対応するため、圧縮梱包設備等の補強工事を実施する。

●**あまがさ裕治** プラスチックごみの一括回収の取組については、仙台市において、令和5年度からスタートすると報道がされている。先行都市の取組をどのように参考とするのか？

■**環境局長** 令和5年度から一括回収を予定

する仙台市などのプラスチックゴミの分別率や再商品化の実施状況、広報の取り組みや事業者の選定手法などを参考にし、準備をする。

●**あまがさ裕治** 収集運搬業務及び、事業費について今後、これまでのプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品も一括回収することにより、処理量の増加が見込まれる。今後の見通しは？

■**環境局長** 回収量の増加に対応するため、必要な収集車両数や中間処理、施設の人員等について、適正な委託経費を計上していく。

●**あまがさ裕治** 市民への周知については、プラスチックごみの一括回収の開始時期が各区で異なるため、回収率向上のためにも市民への周知と意識醸成が必要。広報の工夫は？

■**環境局長** 広報の取り組みについては、プラスチックゴミ一括回収に向けて、市民の皆様の協力が不可欠と考えている。分別収集の意義や目的、分別対象品目、開始時期等の周知徹底に向け、説明会の開催など、丁寧にわかりやすい広報を展開していく。

郵便はがき

215-8790

(受取人)
川崎市麻生区高石
3-27-4

あまがさ裕治

事務所行

あなたのご意見をお寄せください

お名前	住所・電話
ふりがな	川崎市
TEL	()

プラスチックごみ一括回収の取組について (6/6)

- (2) 事業展開のステップ
 - 令和5年度：浮島処理センター資源化処理施設の設備改修（磁選機の設置等）
収集・処理体制の整備、市民への広報
 - 令和6年度：川崎区から先行的に開始
 - 令和7年度：対象地域を幸区及び中原区まで拡大、大臣認定ルートも活用し2つの処理ルートを用いて対応
 - 令和8年度：全市実施
- (3) 分別基準
 - 容リ協ルートの引き取り基準が、国の手引きの分別基準を準用していることから、手引きの基準を準用
 - 将来的に大臣認定ルートによる処理を全市で実施する場合は、プラスチック製品の分別対象物を広げることを検討する。
- 【分別対象プラスチック製品】
文具類、玩具、収納用品、風呂・洗面用具、台所用品、CDケース等
一辺の長さが50cm未満のものとし、ネジ等金属を一部含むものも対象とする
【対象外とするもの】
刃物や注射針など鋭利なもの、電気や電池で動くもの、リチウムイオン蓄電池使用製品やライターなど発火の危険性があるもの
- (4) 事業者選定
 - 事業者は市内事業者を優先的に選定するとともに、実施体制や再商品化率などを考慮
 - 令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて事業者選定を実施
⇒事業者は1社単独ではなく、事業者連携による参加も可能となるよう検討
- (5) 市民周知（広報）
 - 新たにプラスチック製品が分別対象となることから、分別収集の意義や目的、分別対象品目、開始時期等の周知徹底に向け、広報活動を実施
 - 【広報の例】
市政だより、チラシ等町内会回覧、ごみ分別アプリ、市ホームページ、資源物とごみの分け方・出し方、説明会 他